

令和3年度 常葉大学・常葉大学短期大学部  
第6回FD・SD研修会（全学共通研修会）報告

日 時	令和3年12月8日（水） 15時10分～16時30分
場 所	常葉大学静岡草薙キャンパス A201 教室 静岡瀬名キャンパス 大会議室 静岡水落キャンパス 412 教室 浜松キャンパス トコハホール オンライン（Zoom）配信を併用
内 容	不適切な研究行為とその防止策について
講 師	筑波大学生存ダイナミクス研究センター 講師 岡林 浩嗣 様
出席者数	常葉大学静岡草薙キャンパス 165 人 静岡瀬名キャンパス 19 人 静岡水落キャンパス 57 人 浜松キャンパス 118 人 合 計 359 人

令和3年度第6回FD・SD研修会（全学共通研修会）を開催した。研修会の講師には、筑波大学生存ダイナミクス研究センターの岡林浩嗣先生をお招きし、研究倫理及びコンプライアンスについてご講演いただいた。まず、世界的に話題になった研究不正関連の事件について紹介があった。日本でも近年、実験科学・医学分野での問題が表面化している。この研究不正関連の事件を受け、文部科学省では「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」を見直し、研究倫理教育と体制整備の義務化、組織の責任を明確化した。岡林先生からは、研究者は研究して良いという「特権」が与えられているが「立場の特殊性に応じた」責任もあるとのことのお話があった。

文部科学省「研究活動の不正行為への対応ガイドライン」では、捏造、改ざん及び盗用を特定不正行為として定めている。特定不正行為にあたるのは故意だけでなく、基本的注意義務を著しく怠ったことによるものも該当するとの説明があった。また、特定不正行為だけでなく、研究費申請時に誇張した内容を記載する等の行為も、広い意味での研究不正と見なされ得るとのことである。

次に研究費不正の例として、目的外使用、旅費の二重請求や私的流用などが挙げられた。文部科学省では令和3年2月に増加する研究費不正の防止策として「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を大幅に改正した。この改正では、ガバナンスの強化、意識改革及び不正防止システムの強化を3本柱として、研究機関に対し研究費不正を起こさせない環境を構築することが求められている。

最後に研究倫理及び研究公正と健全な距離感を保つため、研究者個人としては研究公正の規則の理解や研究倫理の知識等が必要であること、研究機関としては不注意等による研究不正が発生しにくい環境整備、長期的な学問の発展を見据えた経営等が求められるとご指摘頂いた。本学では、今後も一層研究倫理及びコンプライアンス教育を徹底し、不正防止対策に努めていきたい。